



結婚されたときの手続きの御案内

京都市西京区役所 TEL381-7121 (代)

項目	受付窓口	手続きが必要な方	チェック欄
住所異動	1階4番 市民窓口課	住所を変更される方 【必要なもの】住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、 マイナンバーカード	
印鑑登録		印鑑を登録される方（氏が変わり印鑑登録抹消となった方）	
住民基本台帳カード マイナンバーカード		氏が変わる方	
国民健康保険	1階7番 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> 加入されている方 新たに加えられる方 脱退される方 住所を変更される方 	
国民年金加入者	1階6番 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者から第1号被保険者となる方 * 第1号又は第2号から第3号となる方は配偶者の勤務先を通して日本年金機構に手続きをしてください。 	
以下、子どもがおられる方			
児童手当 ※	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格が新たに生じる方、なくなる方 受給対象となる児童が増える方 【受給資格】中学校修了以前の児童を養育されている方。公務員は除く。 	
子ども医療 ※		<ul style="list-style-type: none"> 姓が変わる方 住所を変更される方 加入する健康保険が変更となる方 	
ひとり親家庭等医療	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	受給者証をお持ちの方	
児童扶養手当		受給資格がなくなる方	
保育園、認定こども園（保育所部分）、 小規模保育事業所		児童が保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所に入所中の方	
幼児教育・保育の無償化		児童が幼稚園、認可外保育施設等を利用し、無償化の認定を受けておられる方。	

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続きを示していますが、他の手続きや書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）でも受付可能です（西京区では1階15番健康長寿推進課の窓口でも受付可能です）。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

【専用窓口】京都市子ども家庭支援課分室

住所：京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。



結婚されたときの手続きの御案内

京都市西京区役所 TEL381-7121 (代)

【その他の手続き】

重度心身障害老人健康管理費	1階6番 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 	
介護保険	1階16番 健康長寿推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 ※65歳以上、又は要介護認定を受けている40歳以上の方	
老人医療		受給者証をお持ちの方	
重度心身障害者医療（障害者医療）		受給者証をお持ちの方	
身体障害者手帳・療育手帳		<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 	
特別児童扶養手当		*届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	
特別障害者手当・障害児福祉手当		*届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	
心身障害者扶養共済	1階13番 障害保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 	
精神障害者保健福祉手帳		<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 	
特定疾患、特定医療費（指定難病）		<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 ・保険を変更される方 	
自立支援医療（精神通院、更生医療）		<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 ・保険を変更される方 	
自立支援医療（育成医療）	保健福祉センター 子どもはぐくみ室	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わる方 ・住所を変更される方 ・保険を変更される方 	

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続きを示していますが、他の手続きや書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）でも受付可能です（西京区では1階15番健康長寿推進課の窓口でも受付可能です）。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

【専用窓口】京都市子ども家庭支援課分室

住所：京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。